

# 憲法と安倍

## 「働き方改革」

鷲見賢一郎 すま けんいちろう

随想

安倍内閣は、2016年6月2日に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」(以下「プラン」と言います)の中で、「最大のチャレンジは働き方改革」として、同一労働同一賃金の実現、最低賃金の引上げ、長時間労働の是正などを実行すると言っています。安倍首相は、同年9月26日の所信表明演説で「働き方改革」を「働く人の立場に立った改革」と称揚し、2017年1月20日の施政方針演説では「3月に実行計画を決定し、改革を加速します」と演説しています。

憲法は、27条で、勤労の権利(1項)と労働条件の基準は法律によって定めるという原則(2項)を定めています。この法律で定める労働条件は、憲法13条の

は、正社員と非正規労働者の賃金格差は固定されることになり、非正規労働者の低賃金は何時までたっても改善されません。

プランは、「最低賃金については、年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく」と言っていますが、これでは、全国加重平均が時給1000円になるのは、順調にいつても2023年です。時給1000円で法定内労働時間の上限の年間2085時間(1日8時間で260日)働いても、208万5000円にしかありません。

現在、政府は、残業時間の上限を設けようとしています。繁忙期には「1カ月100時間、2カ月平均80時間」まで認めるなど、過労死ラインぎりぎりの上限にするのではないかと危惧されています。政府は、長時間労働の是正を言いながら、2015年4月、年収1075万円程度を超えるなどの要件を充たす労働者に、労働時間規制の適用を一切除外する「高度プロフェッショナル制度」の創設を定める労働基準法等「改正」案を国会に提出しています。

さらに、厚生労働省の「働き方の未来2035：一人ひとりが輝くために」懇談会が2016年8月2日

個人の尊重と幸福追求権及び憲法25条の生存権の保障にふさわしい適正なものでなければなりません。果たして、安倍首相の唱える「働き方改革」は、憲法で保障された労働者の権利を守り、「働く人の立場」を尊重する改革なのでしょうか。

プランや安倍首相の演説には、憲法27条や労働者の人権に触れる言葉は一言もありません。プランは、「新・3本の矢(①強い経済、②子育て支援、③社会保障)あわせて究極の成長戦略」「これら3本の矢を貫く横断的課題である働き方改革に取り組んでいくことが重要」と、「働き方改革」を「強い経済」をめざす成長戦略を推進するための手段と位置づけています。

このような位置づけに応じて、安倍「働き方改革」の同一労働同一賃金の実現、最低賃金の引上げ、長時間労働の是正も労働者の権利を守るものになっていません。政府の「働き方改革実現会議」が2016年12月20日にまとめた「同一労働同一賃金ガイドライン案」は、職務内容や勤務地変更があるキャリアコースに属している無期雇用フルタイム労働者に対して、同一の業務に従事しているパートタイム労働者よりも高額の基本給を支給することを認めています。これで

に発表した報告書は、「今までの労働政策や労働法制のあり方を超えて、より幅広い見地からの法制度の再設計を考える必要性が出てくるだろう」として、「すべての働くという活動も、相手方と契約を結ぶ以上は、民法が基礎になる」などと言っています。報告書は、2035年には、働く活動を労働法で規制することをやめ、民法で規律すると言っているのです。

安倍「働き方改革」の同一労働同一賃金ガイドライン案や最低賃金引上げ案は、貧困と格差を固定化するものです。憲法27条2項が保障する適正な労働条件を定める案とはどうもいえません。さらに、高度プロフェッショナル制度や「働き方の未来2035」報告に至っては、憲法27条と労働法の適用を一切排除しようとしています。

安倍「働き方改革」は、大企業中心の成長戦略の手段であり、憲法で保障されている労働者の権利を尊重する視点はまったくありません。いま、安倍政権が攻撃を加えているのは憲法9条だけではありません。労働者の権利を定める憲法27条にも攻撃を加えているのです。いま、憲法を守り、生かすため、いつその力を尽くす時との想いを深くします。(弁護士)